

令和5年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
鳥取市保健所（健康・子育て推進課、鳥取東保健センター）			
<p>指定管理施設の利用料金の決定について（その他） 気高保健センターの利用料金の決定は、鳥取市保健センター条例で定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を要するが、この手続きがされていなかった。また、このことについて、所管課として指定管理者に指導を行っていなかった。 条例及び協定書に規定された内容が遵守されるよう指導されたい。 （鳥取市保健センター条例第17条、基本協定書第27条）</p>	<p>気高保健センターの利用料金の決定については、条例及び協定書に基づきあらかじめ市長の承認を得るよう指定管理者に指導を行いました。承認を得る届出があったため、利用料金については承認しました。</p>	R6. 1. 26	
鳥取市保健所（健康・子育て推進課、鳥取東保健センター）			
<p>備品管理について（財産） 財産規則第41条にかかる物品の照合については、令和2年度の定期監査でも未実施で指導したにもかかわらず、この令和5年度の定期監査時点においても未実施であった。速やかに財産規則に基づく物品と帳簿の照合を実施されたい。（鳥取市財産規則第41条）</p>	<p>備品管理については、財産規則に基づく物品と帳簿の照合を実施しました。</p>	R6. 1. 26	